

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、翌
日の翌日)

目次
◇条 例 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の表中「六千円」を「六千六百円」に、「三千円」を「三千三百円」に、「二千五百円」を「二千六百円」に、「千二百円」を「千三百円」に改める。

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
別表の二を次のように改める。

二 体育施設使用料

		区 分		金 額
鳥取県立健康増進センター	テニスコート	一般利用	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 八〇円
			高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき 一五〇円
	一般利用	全部専用	一時間につき 四〇〇円	
		四分の一専用	一時間につき 一〇〇円	
一般利用	テニスコート	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 八〇円	
		児童又は中学校の生徒	一人一回につき 八〇円	

鳥取県 立西部 健康増 進セン ター	鳥取県 立中部 健康増 進セン ター	鳥取県 立東部 健康増 進セン ター	鳥取県 立西部 健康増 進セン ター	鳥取県 立中部 健康増 進セン ター	鳥取県 立東部 健康増 進セン ター
トレー ニング ホール	トレー ニング ホール	トレー ニング ホール	トレー ニング ホール	トレー ニング ホール	トレー ニング ホール
大トレー ニング ルームの専 用利用	大トレー ニング ルームの専 用利用	大トレー ニング ルームの専 用利用	大トレー ニング ルームの専 用利用	大トレー ニング ルームの専 用利用	大トレー ニング ルームの専 用利用
全部専用	全部専用	全部専用	全部専用	全部専用	全部専用
三分の一専 用	三分の一専 用	三分の一専 用	三分の一専 用	三分の一専 用	三分の一専 用
四分の一専 用	四分の一専 用	四分の一専 用	四分の一専 用	四分の一専 用	四分の一専 用
一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき
六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円
二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円
二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円

備考 午後五時以降においてトレーニングホールの大トレーニングルームを専用利用の方法で利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に専用面積が二分の一を超えるときは二百円、専用面積が二分の一以下のときは百円を加えた額とする。

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第三条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区 分	占 用 料	金 額	
		市の区域	区町村の区域
電柱又は電柱の支線若しくは支柱	一本につき一年	七一〇円	五五〇円
電話柱(電柱であるものを除く。)	一本につき一年	二六〇円	二〇〇円
街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)	一年	二七〇円	一七〇円
その他の柱類	一年	一、八〇〇円	九〇〇円
変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	一個につき一年	八〇〇円	五一〇円
郵便差出箱	表示面積一平方メートルにつき一年	三二〇円	二〇〇円
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	三、六〇〇円	一、八〇〇円
送電塔	表示面積一平方メートルにつき一年	五二〇円	四一〇円
その他のもの	長さ一メートルにつき一年	五二円	四一円
	占用面積一平方メートルにつき一年	八〇〇円	五一〇円
法第三十五條 外径が〇・五メートル以上のもの		五二円	四一円
法第三十六條に規定するもの		一〇〇円	八二円
法第三十七條に規定するもの		一〇〇円	八二円
法第三十八條に規定するもの		一〇〇円	八二円
法第三十九條に規定するもの		一〇〇円	八二円
法第四十條に規定するもの		一〇〇円	八二円

(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)
 第四条 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。
 別表の表を次のように改める。

政令第七 条第六号 に掲げる 施設	その他のもの	階数が三のもの		階数が四以上のもの		占用面積一平方メートルにつき一年	使用料		
		Aに〇・〇二Aに〇・〇三	Bに〇・〇二Bに〇・〇三	Aに〇・〇二Aに〇・〇三	Bに〇・〇二Bに〇・〇三				
建築物	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	使用面積一平方メートルにつき一年	七二〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	七二〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	七二〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	七二〇円
街灯(電柱であるものを除く。)	送電塔	使用面積一平方メートルにつき一年	二七〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	二七〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	二七〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	二七〇円
設置を伴うもの	水管、下水道管、ガスパ管その他の管類	外径が〇・四メートル未満のもの	一〇〇円	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	二六〇円	外径が一メートル以上のもの	二六〇円	表示面積一平方メートルにつき一年	六〇〇円
	看板又は広告板								

(通信教育入学料徴収条例の一部改正)
 第五条 通信教育入学料徴収条例(昭和二十三年三月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

その他の工作物	使用面積一平方メートルにつき一年	七二〇円
工作物の設置を伴わないもの	使用面積一平方メートルにつき一月	六〇円

第二条中「百円」を「二百円」に改める。

(県立高等学校入学選抜手数料徴収条例の一部改正)

第六条 県立高等学校入学選抜手数料徴収条例(昭和二十三年四月鳥取県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「八百円」を「千円」に改める。

(鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正)

第七条 鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百七十五円」を「百九十円」に改める。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の高等学校の生徒又は学生の項中「一〇〇円」を「一五〇円」に、「五〇円」を「八〇円」に改め、同表の一般人の青年の項中「二〇〇円」を「三〇〇円」に、「一〇〇円」を「一五〇円」に改める。

(鳥取県管社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 鳥取県管社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九

年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二(第四条関係)

一 施設使用料

イ プール

専用利用	一般 利用								区 分			
	団体(二十人以上のものに限る。)				個人				温 水	冷 水		
	一般人	学生又は一般生徒	高等学校の生徒	児童又は中学校の生徒	幼児	一般人	学生又は一般生徒	高等学校の生徒			児童又は中学校の生徒	幼児
一コース一時間につき二、三〇〇円	一人一回につき五〇〇円	一人一回につき四五〇円	一人一回につき二五〇円	一人一回につき一七〇円	一人一回につき七〇〇円	一人一回につき七〇〇円	一人一回につき六〇〇円	一人一回につき三五〇円	一人一回につき二五〇円	一人一回につき二五〇円	一人一回につき一七〇円	金額
一コース一時間につき二、三〇〇円	一人一回につき三五〇円	一人一回につき二八〇円	一人一回につき一七〇円	一人一回につき一二〇円	一人一回につき五〇〇円	一人一回につき五〇〇円	一人一回につき四〇〇円	一人一回につき二五〇円	一人一回につき二五〇円	一人一回につき一七〇円	金額	

ロ 研修室

二 水泳教室参加料

一時間につき三二〇円。ただし、冷房又は暖房をした場合は、その二割に相当する額を加算する。

特別水泳教室	一般水泳教室				区 分	金 額
	親子教室	短期児童教室	学生又は一般人	高等学校の生徒		
一組一課程につき五、七〇〇円	一人一課程につき一、七〇〇円	一人一課程につき五、七〇〇円	一人一課程につき五、〇〇〇円	一人一課程につき二、八〇〇円	一人一課程につき二、三〇〇円	金額

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

大研修室		体育館											区			
		利一般			利専用									分		
		学生又は一般人	高等学校の生徒	児童又は中学校の生徒	アマチュア・スポーツ活動以外の活動		アマチュア・スポーツ活動									
					営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的としない場合		営利を目的とする場合							
営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき	単位	額		
入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	三分の二面一時間につき	全面一時間につき			全面一時間につき	全面一時間につき
二、六〇〇円	一、七〇〇円	五〇円	三〇円	二〇円	二、三〇〇円	一、五〇〇円	九、〇〇〇円	六、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一、五〇〇円	一五〇円	九五〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円	一、三五〇円
入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	三分の二面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	午後六時から午後十時まで	
三、二〇〇円	二、一〇〇円	五〇円	三〇円	二〇円	二、三〇〇円	一、六〇〇円	九、〇〇〇円	六、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一、六〇〇円	四、五〇〇円	二、二〇〇円	一〇、六〇〇円	一、三五〇円		

(鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例の一部改正)
 第十一条 鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
 別表中「三〇〇円」を「四〇〇円」に、「二〇〇円」を「三〇〇円」に改める。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第十二条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「十三円」を「十五円」に、「二十六円」を「三十円」に改め、別表第一の二の表中「八千円」を「八千五百円」に、「八千五百円」を「九千円」に、「一万円」を「一万五百円」に改める。
 別表第二の一の表を次のように改める。

利用料金	料金 の 区 分				金 額
	入園料金		個人利用		
	団体利用	個人利用	個人利用	個人利用	
プー ル	普通利用	大人	小人(幼児及び児童を除く。)	小人(幼児及び児童を除く。)	一人一回につき 百七十円
			大人	大人	一人一回につき 三百五十円
普 通 利 用	小人	大人	小人(幼児及び児童を除く。)	小人(幼児及び児童を除く。)	一人一回につき 百四十円
			大人	大人	一人一回につき 二百八十円
普 通 利 用	冷 水	温 水	大人	大人	一人一回につき 二百五十円
			小人	小人	一人一回につき 三百五十円

テニス コート 利用料金	水泳教室		テニス	
	大人	小人	大人	小人
オートテニス	一人一回につき	一人一回につき	冷水 一人一回につき 五百円	温水 一人一回につき 七百円
コートテニス	一人一回につき	一人一回につき	冷水 一人一回につき 五百円	温水 一人一回につき 七百円
オートテニス	三十五球につき	百円	冷水 一人一回につき 五百円	温水 一人一回につき 七百円

別表第二の二の表のポート利用料金の項中「百円」を「百五十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、同年五月一日から施行する。